

F J 1 5 0 0 車両規定の競技会用実施細則

2026年JAF国内競技車両規則第1編レース車両規定第8章「F J 1 5 0 0」車両規定に関し、下記の事項を「F J 1 5 0 0 車両規定の競技会用実施細則」として適用する。

1. エンジン

使用できるエンジンは、JAF に申請し、承認を受けたエンジンのみである。

(1) エンジンおよび補機の改造限度

- ①オイルパンプレート、縦置きに対応したストレーナ、バッフル等の変更は、JAF に申請し、承認を受けた部品のみ許される
- ②エンジン制御の為、エンジンにスロットルセンサーを取り付けることが出来るが、取り付けステーを含め JAF に申請し、承認を受けた部品のみ許される。
- ③クランクプーリー、WP プーリー、オルタプーリー、駆動ベルトの変更は、JAF に申請し、承認を受けた部品のみ許される。
- ④クラッチディスク、クラッチカバーの変更は、JAF に申請し、承認を受けた部品のみ許される。
- ⑤フライホイールの変更は、JAF に申請し、承認を受けた部品のみ許される。
- ⑥オイルパン後端部をフロアーに当たらないようにカットすることは許される。

※ 認定部品とはコストと性能均衡化のため1種類のみである

(2) エンジンコントロールユニット

エンジン制御のために使用できるエンジンコントロールユニットは、JAF に申請し、承認を受けたエンジンコントロールユニットのみである。

また、ワイヤーハーネス、エンジン制御に必要なセンサー類の変更は、JAF に申請し、承認を受けた部品のみ許される。

(3) エンジンの搭載

- ①エンジンのクランクシャフト中心軸高さは、フラットボトムを形成する上面より165mm以上とする。
- ②クランクシャフトの中心軸（車両を横方向から見た時のクランクシャフト中心軸）は、フラットボトム面と平行であること。
- ③車両を前方あるいは後方から見て、シリンダー上面は水平（±2度）に位置すること。

2. シャシー

(1) トランスミッション：

- ①使用できるギアボックスは、J A Fに申請し、承認を受けたギアボックスのみである。
- ②使用できる変速ギアおよびデフギアは、J A Fに申請し、承認を受けたもののみである。

(2) ウイング：

- ①フロントウイング、リアウイングの材質はアルミのみとする。

3. タイヤ

- (1) J A Fの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたタイヤを使用すること。
- (2) ハンドカットによるタイヤの加工（溶剤の塗布を含む）を禁止する。
- (3) 公式予選、決勝レースを通じて競技会に使用するドライタイヤは1セットのみとする。

なお、競技中のタイヤ交換は外的要因（パンク等）により競技長の許可を得た場合以外は認められない。